

平成10年(1998年) 3月	制定
平成12年(2000年) 12月	改正
平成15年(2003年) 6月	改正
平成20年(2008年) 10月	改正
平成25年(2013年) 8月	改正
平成27年(2015年) 6月	改正

山口県庁エコ・オフィス実践プラン (地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕)

平成27年6月

山 口 県

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 2 章 計画の基本的事項	3
1 計画の目的・位置付け	
2 計画の期間	
3 計画の基準年度	
4 計画の対象	
(1) 対象とする温室効果ガス	
(2) 対象範囲	
(3) 対象機関	
第 3 章 計画の基本目標・基本方針	5
第 4 章 温室効果ガスの排出量等の現況	6
1 温室効果ガスの特性	
2 県の事務事業に伴う資源・エネルギーの使用状況	
3 県のその他の温室効果ガス発生源等の状況	
4 県の事務事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量	
第 5 章 計画の目標	9
1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標	
2 環境負荷の低減（エコ・オフィス）に関する個別目標	
第 6 章 目標達成のための取組	11
1 取組項目	
2 目標と取組内容	
第 7 章 計画の推進と点検・公表	18
1 推進体制の整備	
2 各所属におけるマネジメント	
(1) 環境マネジメント研修	
(2) 定期報告（エコ・オフィス実践行動チェック表の集計）	
(3) 環境関連法令の順守及び緊急事態等への対応	
3 取組結果の点検と公表	

第1章 計画策定の趣旨

近年の環境問題の多くは、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や廃棄物の発生量の増大、微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染など、私たちの社会経済システムやライフスタイルのあり方に根ざしたものとなっています。

特に、地球温暖化は、地球の気候変化やそれに伴って様々な影響が生じるなど人類の生存基盤に関わる喫緊の課題となっています。

わが国は、平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までの期間中に1990年（平成2年）レベルの6%削減を約束しました。

この動きを受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が制定・公布され、都道府県及び市町は、地球温暖化対策に関する基本方針に即して、自らの事務事業における「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」の策定及び計画に基づく措置の実施状況の公表が義務づけられたことから、県では、平成13年3月に「山口県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

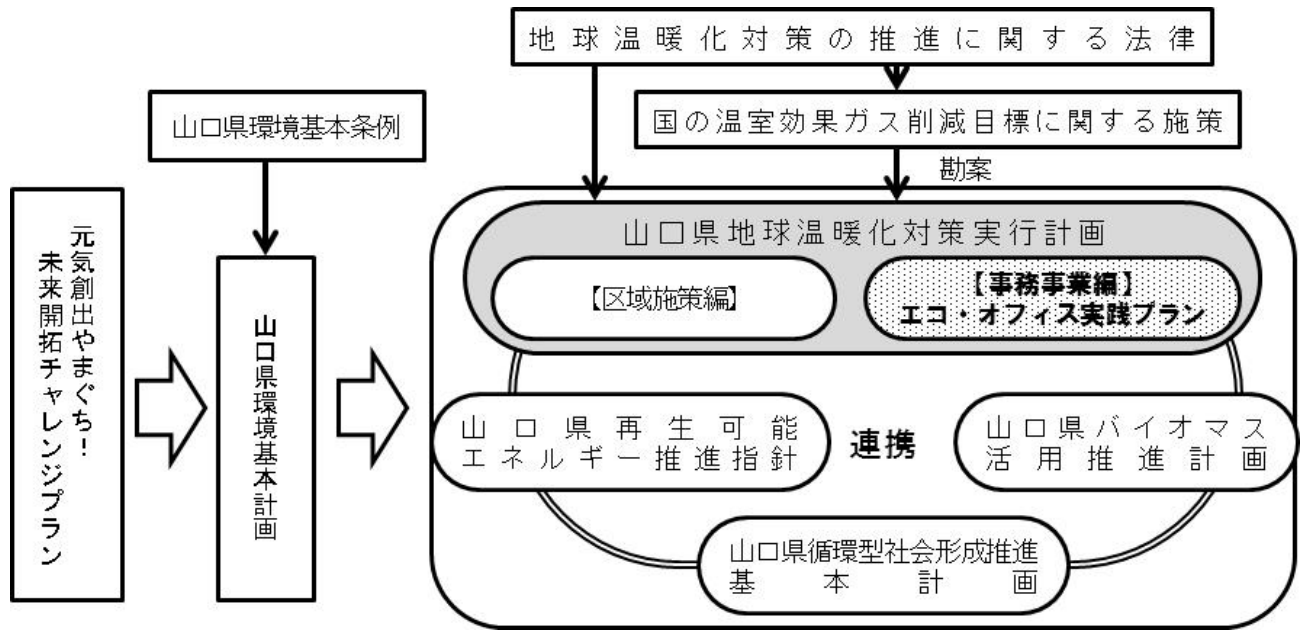
県はこれに先立ち、平成10年3月に「山口県環境基本計画」を定め、地球温暖化防止のための数値目標と対策を示すとともに、県の率先実行計画である「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」を策定し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギーやごみ減量化等に向けた取組を実践してきました。

本計画は、「山口県地球温暖化対策実行計画」及び「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」を統合し、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン（地球温暖化対策実行計画）」（以下「計画」という。）として策定したものです。

あわせて、県においては、県庁本庁舎において、平成13年2月にISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムに基づく環境配慮の取組として、これまで環境関連法令の管理や内部環境監査による環境目的・目標の達成度のチェック、環境推進員の研修、当該システムの定期的な見直しを行い、継続的改善を図ってきました。この度、ISO14001規格による環境マネジメントシステムについて、他制度と重複した取組等の見直しや対象範囲の全庁への拡大など、効率性・実行性を向上させるため、本計画に統合し、県独自のシステムとして運用することにより、取組の継続的な改善を図っていくこととしました。

今後、これまでの取組や経験を活かし、更なる環境負荷の低減に向けて、本計画に基づき、率先して環境に配慮した事務事業を推進していきます。

<計画体系図>



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的・位置付け

県自らが大規模な事業者・消費者であるとの認識の下、行政事務・事業の実施に際し、地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図ることを目的とする計画であり、下記の性格を有します。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づき策定が義務付けられている、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）として定めた法定計画です。

(2) 県の率先実行計画

本計画は、県自らが大規模な事業者・消費者であるとの認識の下、事務事業の実施に際し、省エネや省資源など、取り組むべき環境配慮の行動について定めた率先実行計画です。

(3) 山口県環境マネジメントシステム

本計画は、PDCAサイクルを繰り返し実施することにより、県の本庁及び出先機関における行政事務事業について、地球温暖化対策に向けたこれまでの取組をより確実なものとし、継続的にさらなる改善を図るものであることから、山口県環境マネジメントシステムとして位置付けます。

2 計画の期間

2013年度（平成25年度）から2020年度（平成32年度）まで
（社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえて、必要に応じ、所要の見直しを行います。）

3 計画の基準年度

2012年度（平成24年度）

4 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素があります。

本計画では、その中でも一般的に温室効果の寄与度が高い二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーบอนを対象物質とします。

なお、その他の温室効果ガスであるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については発生源の設置状況等から排出量が少ないと推定されるうえ、排出実態の把握が困難であるため対象外とします。

(2) 対象範囲

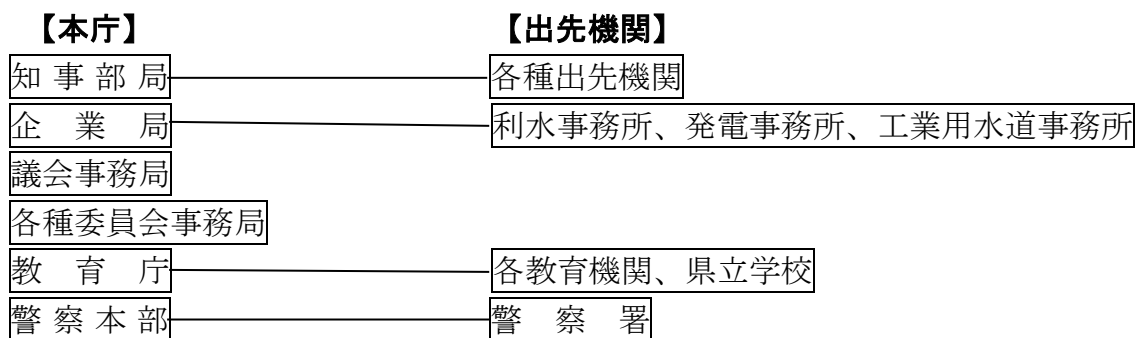
県が実施する事務事業全般

(3) 対象機関

本庁及び出先機関

(県の外郭団体及び市町についても、本計画の趣旨を踏まえた率先実行を求めて行くこととします。)

実行計画の対象機関



第3章 計画の基本目標・基本方針

1 基本目標

「職員一人ひとりの高い環境意識の醸成・着実な実践による環境改善の継続」

県自らも消費者・事業者であるという立場から、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、他の事業者等の範となれるよう、全ての職員が環境に配慮した取組を継続的に実践します。

2 基本方針

県の本庁及び出先機関における全ての事務事業について、直接的及び間接的に環境に与える影響を常に意識し、この基本目標の達成に向け具体的な目標を設定するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善により、環境汚染の未然防止等を図ります。

(1) 環境への負荷の低減のための取組等の推進

- ① 地球温暖化の防止策や適応策を積極的に推進します。
 - 「業務効率を向上させる良好な執務環境の確保」に配慮しつつ、可能な限り数値目標を掲げて取り組みます。
 - 近年の電力需給の状況や気候等を踏まえ、率先して節電・省エネルギー対策を推進します。
- ② 公共事業等における環境への配慮を確実に推進します。
 - 公共事業等の実施に当たって、計画の早期の段階から環境に配慮し、環境への負荷を低減します。
 - 事業規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、「山口県環境影響評価条例」により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行います。

(2) 全ての職員の着実な取組の推進

職員一人ひとりが行う各自の事務事業活動において、環境にやさしい行動を定着させるため、研修等により啓発を図り、環境保全の継続的な改善に努めます。

(3) 総合的、計画的な環境保全施策の推進

「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の関連プロジェクトや「山口県環境基本計画」の重点プロジェクト等について、県民、事業者及び市町等との協力・連携のもと、計画的に推進します。

(4) 法令遵守

環境に関連する法令を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

第4章 温室効果ガスの排出量等の現況

1 温室効果ガスの特性

温室効果ガスの発生源や地球温暖化係数などの特性は次表のとおりです。

温室効果ガス	人為的発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の使用 廃棄物の焼却 等	1
メタン(CH ₄)	化石燃料の消費、廃棄物の焼却 家畜の飼養(消化管内発酵、ふん尿処理) 水田の耕作 埋立処分した廃棄物の分解 生活排水の処理 等	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	化石燃料の消費、廃棄物の焼却 家畜の使用(ふん尿処理) 耕地への合成・有機肥料の施用 麻酔剤(笑気ガス)の使用 等	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC) (19種類)	自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄 噴霧器、消火器の使用、廃棄 等	12～ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC) (8種類)	半導体のエッチングガス 電子部品等の製品の洗浄	7,390～ 12,200
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変圧器の電気絶縁ガス 半導体のエッチングガス	22,800
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体・液晶のエッチングガス	17,200

(注)地球温暖化係数とは、地球温暖化をもたらす能力で、二酸化炭素を1とした場合の各ガスの能力の値

2 県の事務・事業に伴う資源・エネルギーの使用状況

県の事務事業に伴う資源・エネルギーの平成24年度に係る使用状況は、下表のとおりです。

項 目		本 庁	出先機関	
コピー用紙使用量		42,237,861 枚	32,852,139 枚	
コピー用紙の再生紙利用率		99.4 %	99.8 %	
古紙配合率100%トトレットペーパー使用率		100 %	100 %	
電 気 使 用 量		10,143,410 kWh	29,828,173 kWh	
公用車による燃料消費量	ガソリン	2,207,426 リットル		
	軽油	152,490 リットル		
その他の燃料消費量(船舶による燃料消費量を除く)	A重油	2,753 リットル	321,344 リットル	
	灯油	1008 リットル	438,904 リットル	
	都市ガス	420,321 m ³	228,605 m ³	
	液化石油ガス(LPG)	2,274 m ³	26,085 m ³	
	その他(軽油等)	0 リットル	27,639 リットル	
廃棄物排出量	廃棄したもの	可燃ごみ	108,540 kg	210,730 kg
		不燃ごみ	6,270 kg	80,085 kg
	リサイクルしたもの	OA用紙	141,620 kg	12,316 kg
		段ボール	20,530 kg	10,647 kg
		その他紙類	169,410 kg	17,363 kg
	紙以外	11,238 kg	5,537 kg	
上水道使用量		25,160 m ³	215,223 m ³	

3 県のその他の温室効果ガス発生源等の状況

県の事務事業のうちオフィス活動以外からの温室効果ガス発生源及び二酸化炭素吸収源である森林面積などの状況は、下表のとおりです。

項 目		平成24年度実績	
自動車 関連	ガソリン車走行量	軽乗用・貨物	11,955 千k m
		小型・普通乗用	11,830 千k m
		特種	3,806 千k m
	ディーゼル車走行量	小型・普通乗用・貨物	848 千k m
		特殊用途車	564 千k m
カーエアコン保有台数		2,019 台	
船舶燃料消費量		軽油	443,100 リットル
		A重油	67,000 リットル
農業 関連	畜産 関連	牛の飼養頭数	654 頭
		馬の飼養頭数	0 頭
		めん羊の飼養頭数	0 頭
		山羊の飼養頭数	0 頭
		豚の飼養頭数	165 頭
		鶏の飼養羽数	2,235 羽
連	水田の面積	80,015 m ²	
	窒素系肥料の施肥量	13,856 k g	
	県有林面積	4,105 h a	
医療	麻酔用笑気ガス消費量	0 k g	

(注) 県有林面積は、「平成23年度山口県森林・林業統計要覧」による平成24年3月31日現在の数値

4 県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量

平成24年度の県の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)は、33,124トンとなっています。

温室効果ガスの排出量を二酸化炭素換算で物質別にみると、図-1のとおり二酸化炭素が全体の93.3%と大部分を占め、次いでメタンの4.6%、一酸化二窒素の2.0%となっています。

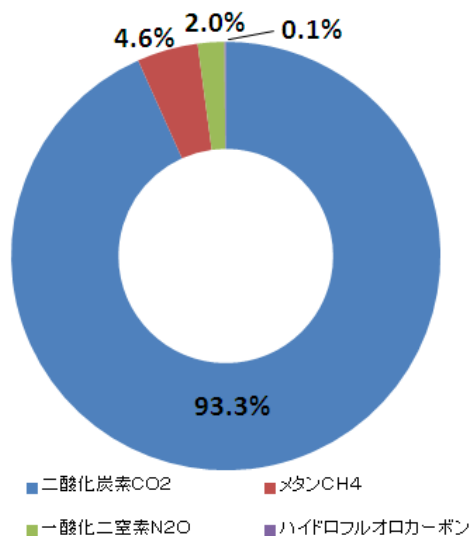
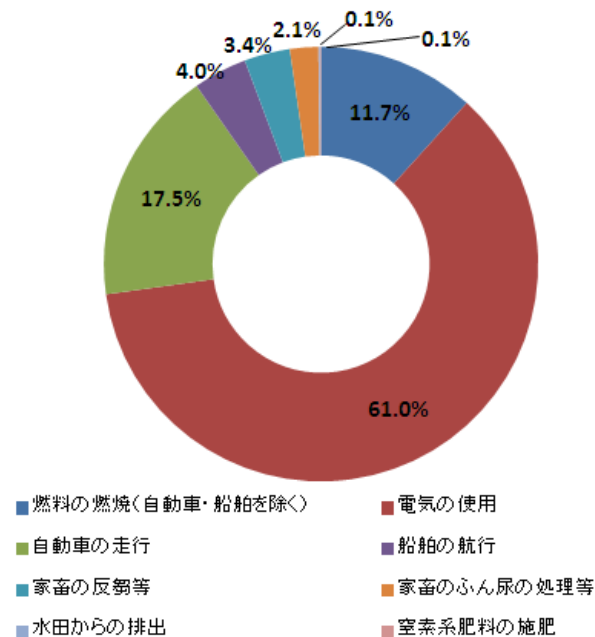


図-1 物質別の温室効果ガス排出割合

また、発生原因別の温室効果ガス排出割合は、図－２のとおり、電気の使用が61.0%と最も大きく、次いで自動車の走行が17.5%、自動車・船舶を除く燃料の燃焼が11.7%と、これら3種類で全体の約90%となっています。



図－２ 発生原因別の温室効果ガス排出割合

なお、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素に係る総排出量の詳細な算定結果を表1に示します。

表1 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算：トン)

区 分	二酸化炭素 CO ₂	メ タ ン CH ₄	一酸化二窒素 N ₂ O	ハイドロフルオロカーボン HFC	合 計
燃料の燃焼(自動車・船舶を除く)	3,846	12	11	0	3,869
電気の使用	20,210	0	0	0	20,210
自動車の走行	5,520	9	228	39	5,796
船舶の航行	1,327	3	12	0	1,341
家畜の消化管内発酵等	0	1,130	0	0	1,130
家畜のふん尿処理等	0	335	375	0	711
水田からの排出	0	27	0	0	27
肥料の施肥	0	0	40	0	40
麻酔用笑気ガスの消費	0	0	0	0	0
合 計	30,903	1,516	666	39	33,124

(注) 温室効果ガスの排出係数は、原則として、推進法施行令第3条に示す係数を用い、CO₂については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第20条の2に基づく調整後排出係数を用いた。

第5章 計画の目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

2020年（平成32年）までの二酸化炭素削減のための目標を、次のとおり設定します。

【目標】 二酸化炭素(CO₂)排出量を2020年度(平成32年度)において、2012年度(平成24年度)レベルの8%削減します。※

- 2012年度における実績排出量 30,903トンCO₂
 - 目標年度(2020年度)における目標排出量 28,431トンCO₂
 - 削減率(削減量) 2012年度に対し8%(2,472トンCO₂)
(参考:1990年度に対し36%(16,291トンCO₂))
- ※ 国等の動向を踏まえ、必要に応じて目標値を見直します。

2 環境負荷の低減（エコ・オフィス）に関する個別目標

項 目		第4期目標値等（32年度）		第3期実績値（24年度）	
		本庁 (議会警察部を含む)	出先	本庁 (議会警察部を含む)	出先
1 電気及び 燃料使用 量の削減	電気使用量	○削減に努める。		10,611,728kWh	29,828,173kWh
	燃料使用量	○削減に努める。		422,307m ³ (都市ガス13A換算)	438,904m ³ (灯油)
2 水使用量の削減		○削減に努める。		57,470m ³	298,043m ³
3 ノーマイカー通勤の促進		ノーマイカー通勤 ○2回/月		2回/月実施	
4 用紙類の 使用量の 削減	コピー用紙	○削減に努める。		42,237,861枚	32,852,139枚
5 環境負荷の少ない製品 原材料等の使用（グリー ン購入の促進）		○一層の購入・使用促進 ○「山口県グリーン購入の推進方 針」及び「グリーン購入ガイ ド」に基づく調達の実施		96.8%購入	

項 目		第 4 期目標値等（32年度）		第 3 期実績値（24年度）	
		本 庁 (議会警察本部を含む)	出 先	本 庁 (議会警察本部を含む)	出 先
6 低燃費・低公害車の導入		○更新時は原則として低燃費・ 低公害車を導入する。		電気自動車：10台 ハイブリッド自動車：40台 天然ガス自動車：2台 低燃費車：1,138台 } 低公害車 58.9%導入	
7 ごみの減量化 ・リサイクル	ごみの排出量	○削減に努める。		114.8t	290.8t
	ごみのリサイクル率	○75%以上 (32年度)	○20%以上 (32年度)	75%	13%
	古紙回収率	○75%以上 (32年度)	○20%以上 (32年度)	75%	13%

第6章 目標達成のための取組

本県の地球温暖化対策の推進については、従来から「環境政策推進会議」、「エコ・オフィス推進委員会」、「需用費等経費節減推進委員会」等を通じ、電気や水、コピー用紙の節減、再生紙の利用、古紙回収、ノーマイカーデー運動等の取組を推進してきました。

本計画では、これらの取組を体系化し、より一層効果的なものとするため、業務効率を向上させる良好な執務環境の確保に配慮しつつ、すべての職員が、その事務事業を進めるに際して取り組むべき事項に、可能な限り数値目標を掲げ、積極的に進めることとします。

1 取組項目

大項目	中項目
1 省資源・省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気使用量の削減 (2) 燃料等の使用量の削減 (3) 水使用量の削減 (4) 公用車の利用合理化等 (5) 通勤用自動車の削減 (6) 用紙類の使用量の削減 (7) 物品等の長期使用等
2 環境に配慮した製品等の購入・使用（グリーン購入）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー型電気製品、OA機器や節水機器等の導入 (2) 再生紙の使用促進 (3) 環境負荷の少ない製品、原材料等の使用 (4) 低燃費・低公害車の導入
3 建築物の建設・管理等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> (1) 温室効果ガス削減型の施設への転換 (2) 敷地内の緑化や周辺の自然環境の保全等 (3) 県有施設に係るフロン対策の推進 (4) 適切な処理施設等の設置、管理 (5) 環境負荷の少ない施工作业の実施及び建設廃棄物の削減と再利用
4 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の減量化 (2) 廃棄物のリサイクル
5 県主催イベント等の環境配慮の取組	大規模イベント等の環境配慮の取組
6 職員の環境保全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境に係る研修及び情報提供 (2) 環境保全活動への職員の参加の促進

2 目標と取組内容

① 省資源・省エネルギーの推進

目標	(1) 「電気使用量」の削減に努めます。 (2) 「燃料使用量」の削減に努めます。
-----------	--

(達成のための取組)

- 電力需給対策として、率先してピークカット対策に努めます。
- 昼休み、勤務時間前の消灯の徹底に努めます。
- 来庁者に配慮の上、事務室、トイレ、廊下等の不要時・不要場所の消灯に努めます。
- 休日出勤や時間外勤務の削減（ノー残業デーの徹底、有給休暇の取得の督促）に努めます。
- OA機器、コピー機等の使用節約に努め、未使用時、昼休み等のパワーオフを徹底します。
- 冷暖房温度の適切な管理に努めます。（目安 冷房28℃、暖房19℃）
- クールビズ、ウォームビズの取組を進めます。

- 夏季には、緑のカーテン等により、冷房使用の抑制に努めます。
- エレベーターの利用を控えます。（4階程度の登り降りは、階段を利用します。）
- エレベーターは効率的な運用に努めます。
- コピー機の集中管理を徹底することにより台数を削減します。
- 自動販売機の設置の合理化（数、省エネルギー型のもの等）に努めます。
- 冷蔵庫等家電製品の台数を削減します。
- ボイラー、暖房施設等の使用の合理化（配管の保温、適切な燃焼管理等）に努めます。
- 断熱材の使用、通風・採熱にすぐれた構造の採用等エネルギー効率の向上に努めます。
- ガス器具の適切な管理に努めます。

目標	(3) 「水使用量」の削減に努めます。
-----------	---------------------

(達成のための取組)

- 洗面、食器洗い等における水の流しっぱなしを止めるなど、日常的に節水に努めます。
- 公用車の洗車に当たって節水に努めます。
- 漏水防止に努めるとともに、節水こまの取付け、水压調整等を実施します。

目標	(4) 徒歩や公用自転車の利用に努めます。 (5) ノーマイカー通勤を2回/月実施します。
-----------	--

(達成のための取組)

- 公用車や職員の自家用車について、急発進・急加速をしない、待機時のエンジンは停止する、不要なアイドリングの中止等、エコドライブを徹底します。
- 公用車や職員の自家用車について、定期的な点検・整備（タイヤ空気圧、エンジンオイル、冷却水等）を励行します。
- 近距離の移動については、徒歩や公用自転車（地球となかよし号）の利用に努めます。
- 毎月第1、第3金曜日のノーマイカーデーを中心に、マイカー通勤を極力自粛し、相乗りや公共交通機関を利用します。

目標	(6) 「コピー用紙の使用量」の削減に努めます。 (7) 物品等の長期使用に努めます。
-----------	--

(達成のための取組)

- 会議用資料や報告書等は、簡素化を図り、ページ数（ワンペーパー化）や部数を最小限にします。
- 両面印刷や両面コピーの徹底、ミスコピーの防止、新聞コピーの削減等に努めます。
- 各種申請・届出の電子申請化、電子メール等の活用を図り、ペーパーレス化を進め、電子県庁の構築を推進します。
- 片面コピー紙やミスコピー紙は、試験コピー、メモ紙や台紙に使う等、再利用に努めます。
- 会議においては、原則として、メモ用紙、封筒等を配付しないこととします。
- 県機関相互の文書には封筒を使用しないこととし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用に努めます。
- コピー用紙、封筒、起案用紙、罫紙、名刺等の購入及び印刷物の発注に当たって、再生紙の使用を指示します。

② 環境に配慮した製品等の購入・使用(グリーン購入の促進)

【関係文書 山口県グリーン購入の推進方針】

目標	(1) 省エネルギー型電気製品、OA機器等の購入、使用に努めます。 (2) コピー用紙、トイレトペーパー等について、古紙パルプ配合率や森林認証材パルプ利用割合等が可能な限り高いものの使用に努めます。 (3) 環境への負荷の少ない(環境にやさしい)製品の購入、使用に努めます。
-----------	---

(達成のための取組)

- 購入する物品等については、エコマーク、グリーンマーク製品等を優先して購入、使用するように努めます。
- OA機器、コピー機、家電製品、自動販売機等の導入時(特に更新時)には、省エネルギー型の機器等を導入するよう努めます。
- 照明器具を更新時に節電型のものに切り替えます。
- ボイラー、暖房施設等の更新時に高効率のものに切り替えます。
- 使用する燃料については、可能なかぎりLNG、都市ガスを使用します。
- コピー用紙については、グリーン購入ガイドの総合評価値が80以上のものとするよう努めます。
- 報告書、ポスター、チラシ等の印刷物の作成に当たっては、再生紙を使用するとともに、再生紙使用マーク(Rマーク)、古紙パルプ配合率、白色度等を記載するよう努めます。
- トイレトペーパーは、すべて古紙パルプ配合率100%の製品を使用します。
- 間伐材、小径材等の木材の活用に努めます。

目標	(4) 公用車の更新に当たっては、原則として低燃費・低公害車を導入します。
-----------	---------------------------------------

(達成のための取組)

- 公用車の更新に当たっては、原則として低燃費・低公害車(グリーン購入ガイドに定めるもの)を導入します。
- 低燃費・低公害車以外の車についても、必要最小限の大きさの車や出来るだけ燃費が良く、排ガス対策の進んでいる車種を導入します。

③ 建築物の建設・管理等における配慮

目標	(1) 温室効果ガス削減型の施設への転換に努めます。 ・自然エネルギーや再生可能エネルギーを利用します。 ・省エネルギーシステムを導入します。 (2) 敷地内の緑化や周辺自然環境の保全等に努めます。
-----------	--

(達成のための取組)

- 公共建築物の建設等にあたっては、高断熱化等の施工により熱負荷の抑制に努めます。
- 公共建築物の建設や空調設備の更新に際しては、可能な限り省エネルギータイプの設備を選択します。
- 太陽光発電や太陽熱、保水性舗装、高反射塗装、屋上緑化、LED照明施設等の省エネルギー、再生可能エネルギー導入施設を整備します。
- ESCO事業の手法等による省エネルギー改修の成果を活かします。
- 建築物ストックマネジメント（STM）を導入し、施設の総合的管理と計画的運用を行い、省エネルギー化、長寿命化を図ります。
- 敷地内において、樹木の植栽等緑化に努めるとともに、適正な維持・管理を行います。

目標	(3) 県有施設に係るフロン対策を推進します。
-----------	-------------------------

(達成のための取組)

- 空調設備や消火設備等の設置時（特に更新時）には、特定フロン型以外のものを選定します。
- 公用車、エアコン、冷蔵庫等の更新時等にフロンを回収します。

目標	(4) 適切な処理施設等の設置、管理に努めます。 (5) 環境負荷の少ない施工作业の実施及び建設副産物の削減と再利用に努めます。
-----------	---

(達成のための取組)

- 施設からの排気処理、排水処理等については、現状で可能な最善の処理施設を設置し、汚染物質の削減を図ります。
- 給水装置の末端に、感知式の洗浄弁や自動水栓、節水コマ等を設置します。
- 建築工事及び土木工事に当たっては、建設副産物の積極的な利用を図ります。
- 建物材料については、再生された素材や再生可能な素材を極力使用します。
- 敷地内の工事に関し、熱帯材等の使用削減や建設廃棄物の発生抑制、減量、適正処理等に努めます。

④ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

【関係文書 県庁舎におけるごみの出し方について】

目標	本庁（議会、警察本部含む）	出先機関
	(1) 「ごみの排出量(資源ごみを除く)」の削減に努めます。 (2) 平成32年度におけるごみのリサイクル率を75%以上にします。 (3) 平成32年度における古紙回収率を75%以上にします。	(1) 「ごみの排出量(資源ごみを除く)」の削減に努めます。 (2) 平成32年度におけるごみのリサイクル率を20%以上にします。 (3) 平成32年度における古紙回収率を20%以上にします。

(達成のための取組)

- 紙類の分別収集を徹底するため、各課に「古紙回収ボックス」を設置し、コピー用紙、新聞、ダンボール、雑誌等に分けてリサイクルに努めます。
- コピー用紙をシュレッダーした後はリサイクルに努めます。
- 片面コピー紙やミスコピー紙、廃ポスター、使用済み封筒の再利用に努めます。(再掲)
- 除草した草や剪定した枝等は、肥料等への利用を検討します。
- 購入した容器類(缶、ビン、ペットボトル)等は、リサイクルボックス等を活用し、分別して排出します。
- 物品の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な洗剤や文具、簡易な包装のものを選択します。
- 物品の購入に当たっては、マイバック(買い物袋)を持参し、不要なレジ袋等を受け取らないようにします。
- 保管転換や備品バンクに登録する等、庁内で不要物品の再使用に努めます。
- 机、椅子等の長期的使用を図るとともに、事務用品や電気製品等は修理して再使用します。
- 食堂等では、食品ロスの削減のため、食物の量を選択し、食べきりに努めます。
- 排出される生ごみは、堆肥原料等へ活用する等、有効利用に努めます。

⑤ 県主催イベント等の環境配慮の取組

【関係文書 環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針】

目標	大規模イベント等の環境配慮の取組を進めます。
----	------------------------

（達成のための取組）

- 県が主催する大規模なイベントにおいて、自然環境や周辺環境への配慮、廃棄物の発生・排出抑制、省資源・省エネルギー等に努めます。

⑥ 職員の環境保全意識の向上

目標	(1) 環境に係る研修及び情報提供に努めます。 (2) 環境保全活動への職員の参加を促進します。
----	---

（達成のための取組）

- 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境マネジメント研修等を計画的に実施します。
- 職員だより、パンフレット、各種会議等により、本計画の内容、環境問題等に関する情報を提供します。
- 環境に係る研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加、派遣等が図られるよう配慮します。
- 開発途上国からの環境に関する研修生の受け入れ等を積極的に行います。
- 職員が職場や居住地等において、一斉清掃などの環境保全活動へ参加するよう奨励します。
- 環境保全活動等への参加を希望する職員に対し、休暇が取りやすい環境づくりを進めます。

第7章 計画の推進と点検・公表

1 推進体制

【関係文書 山口県庁エコ・オフィス実践プラン推進委員会設置要領】

- (1) 庁内の各部局長をメンバーとする「環境政策推進会議」により、計画の推進・調整、進行管理を行います。
- (2) 各部局の主管課及び地域行政連絡協議会（各1名）の「エコ・オフィス推進委員」による「エコ・オフィス推進委員会」により、計画の推進状況の点検、指導、取りまとめを行います。
- (3) 各課及び各出先機関の「エコ・オフィス推進指導員」（正副2名）による「エコ・オフィス推進指導員会議」により、各所属における取組の点検、指導を行います。

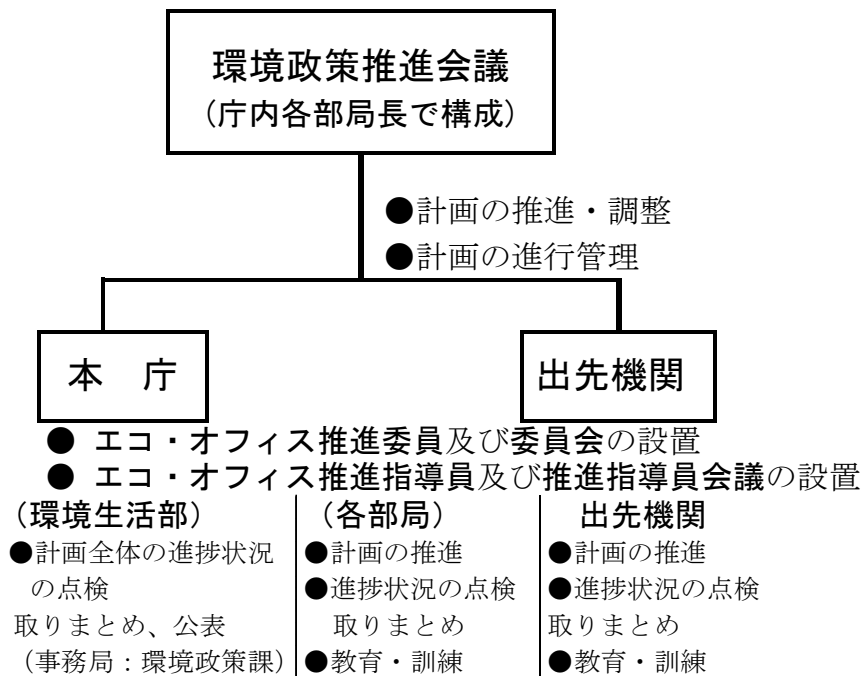


図 計画の推進体制

2 各所属におけるマネジメント

(1) 環境マネジメント研修

ア 研修の実施

研修は、下表のとおり年間計画表に掲げる実施責任者が実施します。

表 環境マネジメント研修年間計画表

種別	対象者	目的	頻度	場所	実施責任者
エコ・オフィス推進委員等研修	エコ・オフィス推進委員、エコ・オフィス推進指導員（本庁のみ）	本計画に関する指導力の向上	1回/年	本庁舎内会議室等	エコ・オフィス推進委員会会長（事務局：環境政策課）
一般研修	全職員	本計画への関与の自覚及び責任感の向上	1回/年	各職場	エコ・オフィス推進指導員

イ 研修の内容

環境マネジメント研修は、本計画の推進に責任のあるエコ・オフィス推進委員及びエコ・オフィス推進指導員並びに山口県環境マネジメントシステムに関する全職員に対し、次の区分により実施します。

(7) エコ・オフィス推進委員等研修

エコ・オフィス推進委員、エコ・オフィス推進指導員に対し、推進組織の役割と責任の認識及び自覚を高め、計画の目標や目標の達成のための取組等に関する指導力の向上を目的とした研修を行います。

(イ) 一般研修

一般研修は、全職員に対し、次の事項についての理解を促進します。

- ① 計画の基本目標・基本方針について
- ② 計画の基本的事項について
- ③ 以下の事項を達成するための自らの役割と責任について
 - ・計画の目標（温室効果ガスの総排出量に関する削減目標、エコ・オフィスに関する個別目標）
 - ・目標達成のための取組
 - ・緊急事態への準備及び対応

(2) 定期報告（エコ・オフィス実践行動チェック表の集計）

【関係文書 実践行動チェック表のチェック集計方法等について】

ア エコ・オフィス推進指導員は、コピー用紙や電気、燃料の使用量等について、毎月の実績を把握し、四半期ごとの実績をエコ・オフィス推進委員（警察本部を除く）に報告します。

イ エコ・オフィス推進委員（警察本部を除く）は、各所属の四半期ごとの実績をとりまとめ、事務局に報告します。

ウ 警察本部のエコ・オフィス推進委員は、警察各本部各課、各警察署等の四半期ごとの実績をとりまとめ、環境政策課に報告します。

(3) 環境関連法令の遵守及び緊急事態等への対応

ア 環境関連法令の遵守

県の事務事業において該当する環境に関連する法令、条例による規制や規程、要綱、指針、協定等については、常に最新の状況を把握し、遵守します。

イ 環境影響の予防・緩和の措置

フロンガスや重油の漏洩など、緊急事態等が発生するおそれのある業務又は施設・設備を所管するエコ・オフィス推進指導員（以下「緊急事態等所管指導員」という）は、緊急事態等発生の予防及び初期段階での対応が行えるよう、防災設備等の施設や原材料の設備・保管等を行うとともに、「緊急事態等予防緩和手順」及び次に掲げる事項を盛り込んだ「緊急事態等対応手順」を作成します。

(ア) 想定される緊急事態等の種類及び対応の判断基準

(イ) 緊急事態等に対応するための組織体制及び責任者

(ウ) 緊急事態等に対応するための主要要員のリスト

(エ) 応急処置を含む緊急事態等の種類ごとの作業の詳細

(オ) 内部及び外部との連絡体制

(カ) 危険物や有害物質等を保管している場合には、当該物質に関する情報

(キ) 事後処理策

(ク) 環境影響を予防又は緩和するための施設や原材料の整備、保管等の状況及びその点検方法

ウ 定期的な訓練

緊急事態等所管指導員は、「緊急事態等対応手順」並びに「緊急事態等予防緩和手順」について、定期的に訓練し、その有効性を確認するとともに、記録・保管します。

エ 緊急事態等に対応する処置

(ア) 緊急事態等所管指導員は、緊急事態等の発生又は発生のおそれがあると認められる場合、直ちに状況を確認した上で、「緊急事態等対応手順」に従い速やかに対応処置を講じます。

(イ) 緊急事態等所管指導員は、緊急事態等への対応をすべて終了したときは、その概要を記録し、保管します。

オ 手順の見直し

緊急事態等所管指導員は、緊急事態等が発生したとき及び試行の結果等において必要が生じたときは、「緊急事態等対応手順」を見直し、改定します。

3 取組結果の点検と公表

(1) 温室効果ガスの排出量について

事務局において、温室効果ガスの排出量を毎年把握し、環境白書等を通じて、県民等へ公表します。

(2) **エコ・オフィスの実績について**

事務局において、推進委員から報告されたエコ・オフィスの実績を四半期ごとにとりまとめ、年間の実績について県民等へ報告・公表します。

附 則

本計画は平成27年6月9日から施行します。